（３）県税及び譲与税の変遷

税目		備考
県民税		
事業税		
特別所得税	事業税に統合され、第３種事業となる。	
地方消費税		
不動産取得税		
県たばこ税	H元．4．1名称変更、旧県たばこ消費税	
入場税	S29．5．18国税に移管	
ゴルフ場利用税	S29．5．18入場税の一部が娯楽施設利用税となる。H元．4．1名称変更、旧娯楽施設利用税	
特別地方消費税	S36．5．1名称変更、旧遊興飲食税、H元．4．1名称変更、旧料理飲食等消費税	
自動車取得税	S43．7．1	
軽油引取税		
自動車税		
鉱区税		
狩猟者税	狩猟法の改正に関連して廃止	
狩猟者登録税	S54．4．16名称変更、旧狩猟免許税	○狩猟税の創設に伴い廃止
固定資産税・特例		
漁業権税		
家畜税	（法定外普通税）	
核燃料税	S58．6．21	○法定外普通税
入猟税		○狩猟税の創設に伴い廃止 ○狩猟者税の廃止に伴い創設
狩猟税	H16．4．1狩猟者登録税と入猟税の統合により創設	
産業廃棄物税	H17．4．1	○法定外目的税
入場譲与税	S31．6．1	
消費譲与税		○地方消費税の創設に伴い廃止
地方揮発油譲与税	S29年度は揮発油譲与税 H21・4・1名称変更、旧地方道路譲与税	
石油ガス譲与税	S41．2．1	
航空機燃料譲与税	S54．4．1	
所得譲与税	H16．4．1	○税源移譲実施までの暫定措置として創設し、廃止
地方法人特別譲与税	H20・10・1	